

平成31年度における国立大学法人北見工業大学の障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針

平成31年4月26日制定
国立大学法人北見工業大学

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成31年度における国立大学法人北見工業大学の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙」の物品及び役務のとおりとする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本学の全ての調達に適用するものとし、「別紙」の物品・役務の品目分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

調達先の分類は、文部科学省等で定める障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を参考とする。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、国立大学法人北見工業大会計規則（平成16年4月1日北工大達57号）第29条第1項第6号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

（3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進方策

障害者就労施設等からの物品等の調達目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために地元地方公共団体等を通じ有益な情報を獲得する。

（4）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかにホームページに公表する。

別 紙

【調達物品等及び調達目標額】

種別	品 目	品 目 例	調達目標額
物 品	事務用品	筆記具、事務用具、用紙 など	100千円
	食料・飲料品	菓子類、飲料 など	
	小物雑貨	衣服、木工品、清掃用具 など	
	その他の物品	上記に分類されない物品	
役 務	印刷	ポスター、報告書等の印刷 など	
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など	
	清掃・施設管理	清掃、除草作業 など	
	情報処理	データ入力、集計 など	
	その他の役務	上記に分類されない役務作業	